

TX土浦延伸プロモーション事業業務委託

公募型プロポーザル応募要領

**令和8年6月
土浦市**

目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	提案見積金額の上限額	1
4	参加資格要件	2
5	プロポーザル実施スケジュール	2
6	提案の審査・評価及び契約候補者の特定	4
7	審査結果の通知及び公表	5
8	契約の締結	5
9	留意事項	6
10	問合せ先（担当課）	6

1 趣旨

つくばエクスプレス（TX）の延伸は、県南・県北地域と首都圏の結びつきを強固にし、交流人口の拡大や産業活性化、さらには大規模災害時における代替輸送路の確保など、広域的な発展に資する極めて重要な事業である。しかし、事業化の実現には、採算性の確保、関係機関との高度な調整など、解決すべき多くの課題があり、これらの課題を乗り越え、早期の事業化を実現するためには、地域住民の熱意を背景とした強力な推進体制を構築することが不可欠である。

「TX土浦延伸プロモーション事業業務委託」は、TX土浦延伸に関する事業進捗や将来像、期待される効果等について、PR動画の制作やSNS、専用ホームページ等を活用した情報発信を行うことで、市民をはじめ広く周知し、地域の機運醸成を図ることを目的とする。

なお、本要領は、上記業務委託に係る契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「TX土浦延伸プロモーション事業業務委託仕様書」（別紙1）に基づき行うものとする。

（1）件名

TX土浦延伸プロモーション事業業務委託

（2）業務内容

- ア PR動画の企画・制作
- イ SNSや専用ホームページ等、各種媒体を活用した情報発信及び機運醸成施策の実施
- ウ その他、本業務の目的達成に必要な業務

（3）委託場所

土浦市大和町地内外

（4）委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

3 提案見積金額の上限額

2,270,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- (5) PR動画の制作やSNS、専用ホームページ等を活用した情報発信についての受注実績を有すること。ただし業務が完了しているものに限る。

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) 全体スケジュール

日 程	内 容
令和8年6月 1日(月)	公募開始
令和8年6月 1日(月)～ 令和8年7月 8日(水)17:15	応募要領等公表(土浦市ホームページ) ※土浦市ホームページからダウンロード
令和8年6月 1日(月)～ 令和8年6月12日(金)17:15	質問書提出
令和8年6月15日(月)	質問に対する回答掲載
令和8年6月 1日(月)～ 令和8年6月22日(月)17:15	参加表明書提出
令和8年6月23日(火)～ 令和8年6月24日(水)	参加資格要件の確認・決定 参加資格要件確認結果の通知
令和8年6月24日(水)～ 令和8年7月 8日(水)17:15	提案書等提出
令和8年7月10日(金)	選定委員会開催(書類審査)
令和8年7月15日(水)(予定)	審査結果の通知(契約候補者の特定)
令和8年7月下旬(予定)	業務委託契約締結

(2) 質問の受付及び回答

本応募要領等に対する質問がある者については、質問書（様式第1号）に質問事項及び必要事項を記入の上、土浦市市長公室政策企画課まで電子メールにて質問すること。メールタイトルは「【事業者名】TX土浦延伸プロモーション事業業務委託 質問書」とし、メールの送信後、すみやかに土浦市市長公室政策企画課へ電話で受信の確認を行うこと。

質問に対する回答は、土浦市ホームページで公表する。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

土浦市市長公室政策企画課 電子メール：kikaku@city.tsuchiura.lg.jp
電話：029-826-1111 [内線2205]

(3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間 令和8年6月1日（月）～令和8年6月22日（月）

イ 提出方法

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市市長公室政策企画課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。

なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ウ 提出書類

①参加表明書（様式第2号）・・・・・・・・・・1部

②事業者の概要・実績（様式第3号）・・・・5部

(4) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、選定委員会（後述）において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から契約締結までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

(5) 参加資格要件確認結果の通知

参加表明書（様式第2号）を提出した者へ電子メールで通知するとともに文書を郵便により発送する。

なお、参加資格確認結果に関する情報については、契約候補者が特定されるまでは公表しない。

(6) 参加辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第4号）を土浦市市長公室政策企画課へ提出すること。

(7) 企画提案書等の提出

ア 受付期間 令和8年6月24日(水)～令和8年7月8日(水)

イ 提出方法

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市市長公室政策企画課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。

なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

また、参加表明書の提出があつたにもかかわらず、企画提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提出書類

①企画提案書送付書(様式第5号)・・・1部

②企画提案書・・・5部(社名記載1部、社名無記載4部)

様式は問わないが、次の事項がわかるように記載すること。

なお、社名無記載の書類は社名が分からないように作成すること。

- 1 会社の財務状況(過去の決算状況や資本の額など)
- 2 会社の実績(実績業務の規模や回数、類似実績のURLなど)
- 3 提案の内容
 - ・動画構成案、サムネイル案、絵コンテなど
 - ・プロモーションに用いる媒体におけるコンテンツ及びデザイン案など
 - ・SNS投稿案、発信スケジュール、炎上時対応フローなど
 - ・作業工程、実施体制、KPI設定案など
- 4 見積額(様式第6号)(社名記載の1部のみ押印)
 - ・積算内訳書を添付すること

6 提案の審査・評価及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会の設置

選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「TX土浦延伸プロモーション事業業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、事業内容等の審査及び提案の評価を実施する。

(2) 審査・評価基準

本プロポーザルは書類審査のみとし、企画提案書の内容について、評価項目ごとに点数化し、提案者の順位を決定し、契約候補者の特定を行う。

選定委員会における配点は、委員1名につき100点とし、次の審査基準に基づいて合計点数が最も多い事業者を契約候補者とする。

なお、合計点数が同点の場合は、「提案の内容」の得点が高い者を上位とし、さらに同点の場合には選定委員長が最も高く評価した事業者を契約候補者とする。

【審査・評価基準】

審査・評価項目	審査・評価基準	配点
1 会社の財務状況	経営状況は健全であるか ※過去の決算状況や資本の額など	10点
2 会社の実績	PR動画の制作やSNS、専用ホームページ等を活用した情報発信についての実績が豊富か ※実績業務の規模や回数、類似性など	10点
3 提案の内容	(芸術性・創造性) 市民の期待感を高めるためのクリエイティブな表現力があるか	30点
	(企画力) 企画内容は効果的なデジタル広告戦略であるか	30点
4 見積額	提案金額は妥当なものであるか	20点
合計		100点

※1者のみ参加表明があった場合においても、プロポーザルは実施する。

※事業者採択に係る各項目の最低点は、それぞれ50%以上とする。

※次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
- イ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ウ 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- エ 本件プロポーザル公告後、選定委員会の委員長または委員と本業務に関する接触を求めた場合
- オ その他、選定委員会において不相当と認められた場合

7 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、土浦市ホームページにて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、契約候補者以外の提案者名については掲載しないこととする。

また、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

8 契約の締結

契約候補者特定後、本市総務部契約検査課において契約候補者と見積合せを実施し、落札者となった場合に契約を締結する。

契約候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を次の契約候補者とする。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。
- (2) やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。
- (3) 提出書類を郵送で提出する場合においては、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 企画提案書等の著作権は、本企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
 - イ 市は提出された企画提案書等について、土浦市情報公開条例（平成20年9月28日条例第28号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提案者の同意が得られない場合はこの限りではない。また、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とすることができるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、契約候補者の特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

10 問合せ先（担当課）

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階

土浦市市長公室政策企画課（担当：大森）※不在の場合は伝言を依頼してください。

電話：029-826-1111（内線2205）

FAX：029-822-9252

Eメール：kikaku@city.tsuchiura.lg.jp